

5分で読める 税のページ

固定資産税の損金算入時期

公認会計士・税理士
西田隆夫

固定資産税の損金算入時期

固定資産税（賦課課税方式の租税）の損金算入時期	判断基準（債務確定基準）	損金算入時期（具体的取扱い）
	要件 当該事業年度終了の日までに 債務が成立していること 具体的給付をなすべき原因事実が発生していること 金額の合理的算定が可能なこと (法基通2-2-12)	賦課決定のあった日（納税通知のあった日）の属する事業年度 ただし、法人がその納付すべき税額について、納期の開始の日（納期が分割して定められている場合には、それぞれの納期の開始の日）の属する事業年度又は実際に納付した日の属する事業年度において損金経理をした場合には、当該事業年度 (法基通9-5-1)

固定資産税は、毎年4月ごろに納税通知書（賦課決定通知書）が発せられ、4月、7月、12月、翌年2月に分割して納付するのが、通常です。

固定資産税の損金算入時期

債務確定基準

法人税法上、費用の計上基準は債務確定基準によることになっています。

すなわち、法人税法22条3項2号において、費用の額については、「（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）」と定められています。

また、法人税基本通達2-2-12では、債務確定基準の要件として次のように定められています。

『法第22条第3項第2号《損金の額に算入される販売費等》の償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務が確定しているものとは、別に定めるものを除き、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- 1 当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること。
- 2 当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること。
- 3 当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること。』

固定資産税の損金算入時期

租税の損金算入時期について、法人税基本通達9-5-1は次のように定めています。

申告納税方式による租税...納税申告書に記載された税額については当該納税申告書が提出された日の属する事業年度、更正・決定に係る税額についてはその更正・決定があった日の属する事業年度。

賦課課税方式による租税...賦課決定のあった日の属する事業年度。ただし、法人がその納付すべき税額について、その納期の開始の日（納期が分割して定められているものについては、それぞれの納期の開始の日）の属する事業年度又は実際に納付した日の属する事業年度において損金経理をした場合には、当該事業年度とする。

上記の通達によれば、固定資産税のような賦課課税方式（税務官庁の賦課決定によって納付すべき税額が確定します。）による租税公課は、原則として賦課決定（納税通知）のあった日の属する事業年度において損金の額に算入されます。

固定資産税は、毎年4月ごろに納税通知書（賦課決定通知書）が発せられ、4、7、12、翌年2月に分割して納付するのが通常ですが、法人が納付すべき税額について、その納期の開始の日（納期が分割して定められているものは、それぞれの納期の開始の日）の属する事業年度

又は実際に納付した日の属する事業年度において損金経理をしているときは、その事業年度において損金の額に算入されます。

9月末日決算法人に未納の固定資産税がある場合

例えば、9月末日決算法人の場合、決算期の9月末には既に納税通知書が発せられていますから、第3期（納付期限12月末日）及び第4期（納付期限翌年2月末日）の固定資産税が未納のときは、未納の第3、4期分を損金経理により未払金に計上し、当該事業年度の損金の額に算入することができます。

債務確定前の未払計上は損金不算入

なお、固定資産税は賦課期日（毎年1月1日）における固定資産の価額を課税標準として、同日現在の固定資産の所有者に賦課されるため、暦年単位で月割費用計上することがあります。この場合、納税通知書が発せられる前すなわち1月から3月までは通常見積額で計上されますが、例えば3月末日決算法人の場合ですと、期末日現在まだ納税通知書が発せられていませんから、3月末日現在債務確定基準の要件を満たしていません。

したがって、1月から3月までの分として未払金に見積計上した金額は、税務上は損金算入が認められないので、申告加算（処分は留保）